

2 総防管第 3094 号
令和 3 年 1 月 7 日

公益社団法人 全国学習塾協会 御中

東京都知事
小池百合子
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の蔓延防止に向けた都の取組の推進について

日頃より、東京都の施策の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

現在、都内の複数の地域や感染経路でクラスターが頻発しており、感染拡大が続いている。また、通常の医療が逼迫する状況はさらに深刻となっています。

こうした中、政府は、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県を対象に、令和 3 年 1 月 8 日から令和 3 年 2 月 7 日までを期間として、緊急事態宣言を発出しました。

これを受け、都は、感染拡大を食い止め、感染を減少傾向に転じさせるため、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等」を発表しました。

都民の皆様には、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 45 条第 1 項に基づき、不要不急の外出自粛、特に 20 時以降の徹底した不要不急の外出自粛を要請するとともに、事業者の皆様には、法第 24 条第 9 項に基づき、飲食店等に対する営業時間の短縮要請（営業時間は 5 時から 20 時まで。ただし、酒類の提供は 11 時から 19 時まで）及びイベントの開催制限の厳格化（人数上限 5,000 人、かつ、収容率 50% 以下）を要請し、また、法には基づきませんが、同様の内容について、各種施設に対して協力要請をお願いしているものです。

皆様におかれましては、すでに感染拡大防止のための取組を推進していただいているところでございますが、より一層の御協力を賜りますとともに、関係者の皆様への周知等につきまして、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

なお、都は、都の緊急事態措置等に対しての都民の問合せに対応するコールセンター「東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター」を設置しております。合わせまして、関係者の皆様に、周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等

1. 区域

都内全域

2. 期間

令和3年1月8日（金曜日）0時から2月7日（日曜日）24時まで

3. 実施内容

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人流の抑制を最優先に、以下の要請を実施

（1）都民向け：不要不急の外出自粛、特に20時以降の徹底した不要不急の外出自粛

- ・医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請
- ・特に、20時以降の徹底した不要不急の外出自粛を要請
(新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項)

（2）事業者向け：営業時間の短縮、催物（イベント等）の開催制限

- ・施設管理者（次頁「①施設の使用制限」に掲げる施設）に対して営業時間の短縮を要請（法第24条第9項）
- ・イベント主催者等に対して規模要件等（人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等）に沿ったイベントの開催等を要請（法第24条第9項）

2. 緊急事態措置（施設の使用制限・イベントの開催制限）等の概要

<① 施設の使用制限>

| 施設の種類 | 施 設 | 内 容 |
|-------|---|--|
| 飲食店 | 飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店 等 (宅配・テークアウトサービスは除く。) | ・営業時間短縮を要請 (営業時間は5時から20時まで。ただし、酒類の提供は11時から19時まで) ・令和3年1月8日（金）0時～2月7日（日）24時 |
| 遊興施設等 | バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 | |

<※ 緊急事態措置以外の対応>

| 施設の種類 | 内 容 |
|---|---|
| 遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗等を除く。）、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、物品販売業を営む店舗（1,000平米超）、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、運動施設又は遊技場及び博物館、美術館又は図書館、サービス業を営む店舗（1,000平米超） | ・20時以降の営業時間短縮、酒類提供は11時から19時までを協力依頼 ・令和3年1月8日（金）0時～2月7日（日）24時 |
| イベント関係の施設である、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、運動施設、遊技場、博物館、美術館又は図書館 | ・人数上限5,000人、かつ、収容率50%以下を協力依頼 ・令和3年1月8日（金）0時～2月7日（日）24時 |

<② イベントの開催制限>

| | |
|---------|--|
| 内 容 | ・人数上限5,000人、かつ、収容率50%以下の要件に厳格化（あわせて、20時以降の営業時間短縮の協力依頼） ・令和3年1月12日（火）0時～2月7日（日）24時 |
| その他留意事項 | ・新年の挨拶回り、新年会・賀詞交歓会、及びこれに類するものは、飲食につながるため、自粛を依頼 ・成人式はオンライン・延期の協力依頼 |